

島根大学医学部附属病院長選考基準

令和2年 6月 3日
国立大学法人島根大学長

島根大学医学部附属病院長候補者選考会議規則第6条の規定に基づき、島根大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

島根大学医学部附属病院長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

1. 医師免許を有している者。

2. 教育・研究・診療を適切かつ効果的に運営することができる能力を有している者。

具体的には、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有している者。

3. 病院の管理・運営に関する識見を有している者。

具体的には、本院または本院に相当する規模以上の他病院において、以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を展開する特定機能病院の管理者として必要な資質、能力を有し、病院構成員を適切にマネジメントできる者。また、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができる者。

- ① 病院長、副病院長または病院長補佐に相当する役職の経験
- ② 診療科長または診療施設等の長に相当する役職の経験

4. 医療安全管理の経験及び知見を有している者。

具体的には、本院または本院に相当する規模以上の他病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験があり、医療安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有している者。

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者としての業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門及び感染制御部門における業務
- ④ その他上記に準ずる業務

5. 地域医療に貢献するために必要な資質・能力及び意欲を有している者。

具体的には、島根県における中核病院として、島根県や島根県医師会及び地域医療機関等と連携し、地域医療への貢献について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力を有している者。

6. 中期目標・中期計画を確実に推進する資質・能力を有している者。

具体的には、島根大学の中期目標・中期計画（※）に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力を有している者。

※島根大学の中期目標・中期計画

【島根大学の中期目標における「附属病院に関する目標」】（平成28年度～平成33年度）

- ①国際的視点を持ち、地域社会の変化にフレキシブルに対応できる医療人を養成して地域医療水準の向上に貢献する。
- ②先進的医療、高度医療及び臨床研究の推進、働きやすい職場環境と強固な経営基盤を確立し、島根県の中核病院として県民に更に信頼される病院運営を行う。

【島根大学の中期計画における「附属病院に関する目標を達成するための措置」】

（平成28年度～平成33年度）

- ①総合診療に重点を置いた地域医療実習、臨床研修、海外での地域医療研修などを推進し、高齢化先進県である島根県において地域包括ケアでリーダーとなれる総合診療医等の医療人を養成する。
- ②一般社団法人「しまね地域医療支援センター」と連携して、新専門医制度に則った後期研修プログラムを活用してリサーチマインドを有し、高齢社会に対応できる専門医を養成するとともに、医師不足地域にも配慮した適正な医師配置を行うシステムを構築し、運用する。
- ③病院再開発事業により大幅に向上した病院機能をフルに活用し、ハイブリッド手術室用機器等を計画的に導入して高度で先進的な医療を展開する。また、救命救急センター機能の拡充、高度外傷センターを平成28年度に設置して島根県全域を対象とした外傷救急機能を付加して、島根県の救急・災害医療に主要な役割を担う。
- ④臨床研究体制を整備して治験件数を第2期中期目標期間実績に比べ20%増加させる。また、希少疾患に対する診療支援を行うとともに、当院独自の再生医療の実施等、研究者主導臨床研究を活性化する。
- ⑤自治体、地域医療機関との連携を強化し、都道府県がん診療連携拠点病院として、島根県のがん診療のハブ機能を担い、就労支援を含めたがん相談体制、希少がんの診療において中心的な役割を果たす。
- ⑥全国で最初に「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けている大学病院として、環境に配慮し、かつ、男女共同参画を推進してイブニングシッター制度の導入等による就業形態の改善を行う。